

各小中学校保護者様

行方市教育委員会教育長

## 小学校、中学校における臨時休業の延長と教育活動の再開について（お願い）

この度の新型コロナウイルス感染防止に対する長期にわたる臨時休業にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。さて、6月1日（月）までの臨時休業を6月5日（金）まで延長し、6月8日（月）から段階的に教育活動を行っていくことといたしました。学校の教育活動の再開については、文部科学省「学校の新しい生活様式」（5月22日付け）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底する中で、子供の健やかな学びの保障を図ってまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

今後も全てのご家庭で、家族みんなで感染症対策を実施していただきますようお願いいたします。

## 記

## 1 段階的な教育活動

期間	登校・下校について	給食	部活動 (中学校)	スクール バス
6月2日（火）～6月5日（金）	午前と午後の分散登校 登校している時間以外は自宅学習 ※ 臨時休業期間	なし	なし	午前・午後 各1往復
6月8日（月）～6月12日（金）	時間差登校・通常日課	あり	なし	朝2便に
6月15日（月）～6月19日（金）		あり	あり	増便
6月22日（月）以降	通常日課	あり	あり	通常

※ 分散登校の学年や時間割等、詳細については学校から通知されます。

## 2 家庭での感染症対策と学校再開にあたっての健康観察

子供たちを感染から守るために、ご家族みんなで感染症対策をお願いします。

- (1) 「密閉・密集・密接」をさけるなど、平日・休日を問わず、不要不急の外出を控えてください。学校再開後も、感染症対策の徹底をお願いします。
- (2) 手洗いの徹底、家庭での検温、健康チェックなど、家族みんなで感染症対策をお願いします。（「家族みんなで感染症対策をしよう」4月6日付配付文書などの参照）
- (3) 熱やかぜの症状などがある場合は、自宅で休養してください。なお、家族に同様の症状がある場合も、学校に連絡して登校を控えてください。欠席扱いにはなりません。  
◇発熱、息苦しさ、強いだるさ、咳等の風邪の症状がある場合。特に症状が4日以上続く場合は、必ず保健所やかかりつけの小児医療機関等に電話で相談してください。
- (4) 「睡眠の確保、3食食べる」習慣作りと、軽い運動をしてストレスの軽減をお願いします。
- (5) 6月1日（月）までに、お子さんの健康状態を学校からのメールや電話等で確認させていただきます。

## 3 学習の保障等について

- (1) 昨年度未実施及び5月までの学習内容は、授業の中で実施可能な方法や内容で補充を行ったリ、補習の時間を設けたりしながら、学習の保障を進めます。
- (2) 感染症対策を行ってもなお感染の可能性の高い学習活動は、当分の間行いません。

## 4 その他

- (1) お子さんには、感染症対策用の持ち物として、清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等が必要となります。
- (2) 6月2日（火）から5日（金）までの分散登校期間は、午前・午後に児童クラブを開設します。
- (3) 授業の確保のため、夏季休業日を10日間程度に短縮し、授業日を設ける予定です。
- (4) 分散登校期間も厚生労働省・都道府県労働局の「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の対象となります。
- (5) 上記の内容は、感染症の状況等により変更となる場合があります。

(問合せ先)

行方市教育委員会 学校教育課 指導室

電話 0291-35-2111

FAX 0291-35-1785

e-mail name-gakkyo01@city.namegata.lg.jp